



#### 4 懇談会以外での意見集約

懇談会以外に、次の方法により意見を集約します。

- (1) 広報用のチラシを区役所等に配備し、郵送、FAX及びEメール等で意見を寄せてもらいます。
- (2) 月1回程度、会場を設定し、障がいのある人等が直接、サポーター（2名程度）に意見を伝えることができるようにします。

#### 5 政策提言書の作成、提出

サポーターによる調整会議において作成された政策提言書を、毎年9月、サポーターから直接、市長に提出してもらいます。

#### 6 政策提言の取組状況報告、公表

政策提言の市政への反映状況について、毎年3月、市長へ報告します。また、報告後、市民に公表します。

**【問い合わせ先】**

保健福祉局保健福祉部障害福祉課

電話 211 - 2936

FAX 218 - 5181